# 三春町の給与・定員管理等について

## 1　総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

| 区分 | 住民基本台帳人口（２９年１月１日） | 歳出額 A | 実質収支 | 人件費 B | 人件費率 B／A | （参考）27年度の人件費率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 28年度 | 人 17,585 | 千円 10,159,155 | 千円 206,885 | 千円 1,206,996 | % 11.9 | % 11.4 |

（注）人件費には、議会議員やその他非常勤特別職の報酬、町長などの特別職給与、職員給与及び退職手当組合負担金などが含まれています。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

| 区分 | 職員数 A | 給与費 | | | | （参考）一人当たり給与費 B／A | （参考）類似団体平均一人当たり給与費 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | | |
| 28年度 | 人 139 | 千円 486,201 | 千円 77,913 | 千円 187,128 | 千円 751,242 | 千円 5,405 | 千円 5,602 |

（注）　職員手当には退職手当を含みません。
職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。
給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

### (3) ラスパイレス指数の状況

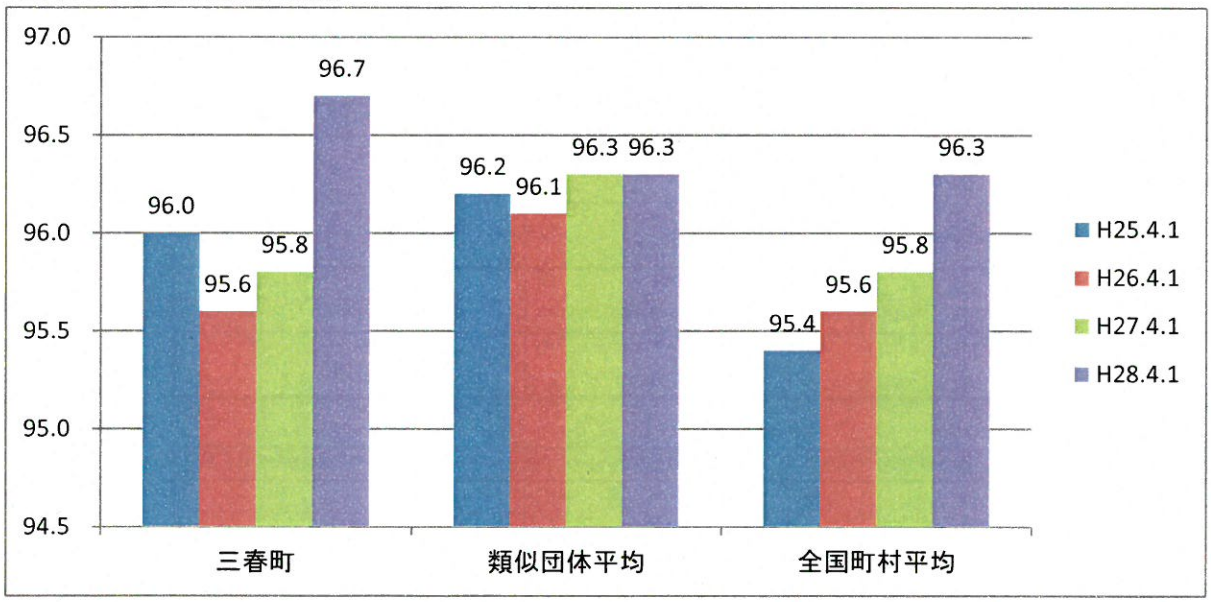


（注）1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3　平成25年は、国家公務員の時限的な給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

### (4) 給与改定の状況

①月例給

| 区分 | 県人事委員会の勧告 | | | | 三春町の給与改定率 | （参考）国の改定率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 民間給与 A | 公務員給与 B | 較差 A-B | 勧告（改定率） | | |
| 28年度 | 円 379,219 | 円 379,026 | 円 193 | % 0.06 | % 0.04 | % 0.17 |

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、県人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）

| 区分 | 県人事委員会の勧告 | | | | 三春町の年間支給月数 | （参考）国の年間支給月数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 民間の支給割合 A | 公務員の支給月数 B | 較差 A-B | 勧告（改定月数） | | |
| 28年度 | 月 4.25 | 月 4.15 | 月 0.10 | 月 0.10 | 月 4.25 | 月 4.30 |

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

#### ①給与表の見直し

〔 実施 ・ 未実施 〕

（給料表の改定実施時期）
平成２７年４月１日
（内容）
行政職給料表については、国及び県の見直し内容を踏まえ、平均０．８％（最大３．３％）引下げました。激変緩和のため、３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施しています。他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

#### ②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国及び県と同様に見直しを実施しました。（平成２７年４月１日実施）

### (6) 特記事項

55歳以上で4級以上の職員は、給料及び管理職手当を0.09%減額する給与抑制措置をとっています。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

| 区　分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|---|---|---|---|
| 三春町 | 39.9 歳 | 300,200 円 | 344,936 円<br>321,335 円 |
| 福島県 | 42.7 歳 | 331,000 円 | 416,157 円<br>361,628 円 |
| 国 | 43.6 歳 | 331,816 円 | 円<br>410,984 円 |
| 類似団体 | 41.6 歳 | 307,088 円 | 353,782 円<br>329,459 円 |

#### ②技能労務職

| 区　分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|---|---|---|---|
| 三春町 | 59.6 歳 | 290,800 円 | 313,882 円<br>308,050 円 |
| 福島県 | 54.3 歳 | 356,000 円 | 397,364 円<br>373,969 円 |
| 国 | 50.4 歳 | 287,447 円 | 円<br>329,358 円 |
| 類似団体 | 48.8 歳 | 287,016 円 | 310,283 円<br>297,782 円 |

（注）１「平均給料月額」とは、各年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
２「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国　比較　ベース）」の下段は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。
３ 技能労務職は、過去3年分の平均給料・給与月額です。

### (2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

| 区　分 | | 三春町 | 福島県 | 国 |
|---|---|---|---|---|
| 一般行政職 | 大 学 卒 | 182,400 円 | 188,400 円 | 176,700 円 |
| | 短 大 卒 | 162,400 円 | － 円 | － 円 |
| | 高 校 卒 | 149,400 円 | 153,200 円 | 144,600 円 |
| 技能労務職 | 高 校 卒 | 146,400 円 | 150,800 円 | － 円 |

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

| 区分 | | 経験年数（10年～14年） | 経験年数（20年～24年） | 経験年数（25年～29年） | 経験年数（30年～34年） |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般行政職 | 大学卒 | 272,200 円 | 347,900 円 | 376,300 円 | 413,900 円 |
| | 高校卒 | － 円 | 316,900 円 | 345,100 円 | － 円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | － 円 | － 円 | － 円 | 296,700 円 |

（注） 技能労務職は、過去3年分の平均給料月額です。

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日）

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 | 1号給の給料月額 | 最高号給の給料月額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 6級 | 課長等 | 人 12 | % 11.7 | 円 325,800 | 円 424,100 |
| 5級 | 総括主幹 | 人 2 | % 1.9 | 円 294,200 | 円 404,900 |
| 4級 | 主幹 | 人 15 | % 14.6 | 円 267,000 | 円 393,300 |
| 3級 | 主任主査・主査 | 人 35 | % 34.0 | 円 233,200 | 円 358,200 |
| 2級 | 主査 | 人 9 | % 8.7 | 円 196,500 | 円 311,100 |
| 1級 | 主事・技師・副主事・副技師 | 人 30 | % 29.1 | 円 144,800 | 円 253,000 |

（注） 1 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

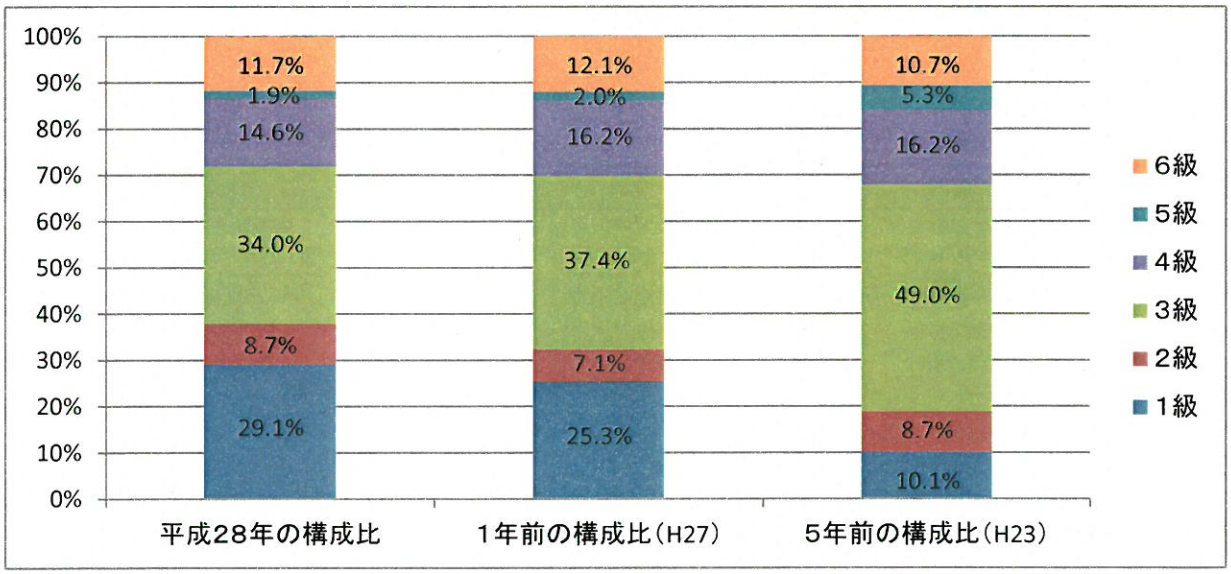


### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

| 平成28年4月2日から平成29年4月1日までにおける運用 | 三春町 | | 国 | |
|---|---|---|---|---|
| | 管理職員 | 一般職員 | 特定管理職員 | 一般職員 |
| イ 人事評価を実施した | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 標準に加え、上位及び下位の区分も適用 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 標準に加え、上位の区分も適用 | | | | |
| 標準に加え、下位の区分も適用 | | | | |
| 標準の区分のみ適用 | | | | |
| ロ 人事評価を実施していない | | | | |

## 4　職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

| 三春町 | 福島県 | 国 |
|---|---|---|
| １人当たり平均支給額（28年度）<br>1,408　千円 | －<br>千円 | －<br>千円 |
| （28年度支給割合）<br>期末手当　勤勉手当<br>2.55　月分　1.70　月分<br>(1.40)　月分　(0.80)　月分 | （28年度支給割合）<br>期末手当　勤勉手当<br>2.55　月分　1.70　月分<br>(1.40)　月分　(0.80)　月分 | （28年度支給割合）<br>期末手当　勤勉手当<br>2.60　月分　1.70　月分<br>(1.45)　月分　(0.80)　月分 |
| （加算措置の状況）<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>・役職加算５～１５％ | （加算措置の状況）<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>・役職加算　５～２０％<br>・管理職加算　１５～２５％ | （加算措置の状況）<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>・役職加算　５～２０％<br>・管理職加算　１０～２５％ |

（注）（　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

| 平成28年4月2日から平成29年4月1日までにおける運用 | 三春町 | | 国 | |
|---|---|---|---|---|
| | 管理職員 | 一般職員 | 特定管理職員 | 一般職員 |
| イ　人事評価を実施した | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 標準に加え、上位及び下位の区分も適用 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 標準に加え、上位の区分も適用 | | | | |
| 標準に加え、下位の区分も適用 | | | | |
| 標準の区分のみ適用 | | | | |
| ロ　人事評価を実施していない | | | | |

### (2) 退職手当（平成28年4月1日現在）

| 三　春　町 | | | 国 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (支給率) | 自己都合 | 勧奨・定年 | (支給率) | 自己都合 | 応募認定・定年 |
| 勤続２０年 | 20.445　月分 | 25.55625　月分 | 勤続２０年 | 20.445　月分 | 25.55625　月分 |
| 勤続２５年 | 29.145　月分 | 34.5825　月分 | 勤続２５年 | 29.145　月分 | 34.5825　月分 |
| 勤続３５年 | 41.325　月分 | 49.59　月分 | 勤続３５年 | 41.325　月分 | 49.59　月分 |
| 最高限度額 | 49.59　月分 | 49.59　月分 | 最高限度額 | 49.59　月分 | 49.59　月分 |
| その他の加算措置 | | | その他の加算措置 | | |
| 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） | | | 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算） | | |
| （退職時特別昇給　無　） | | | | | |
| １人当たり平均支給額 | －　千円 | 16,307 千円 | | | |

（注）　１　退職手当の支給率は、福島県市町村総合事務組合「市町村職員の退職手当に関する条例」で定められています。

２　退職手当の１人当たり平均支給額は、平成２８年度に退職した職員に支給された平均額です。

### (3) 時間外勤務手当

| | |
|---|---|
| 支給実績（２８年度決算） | 22,547 千円 |
| 支給職員１人当たり平均支給年額（２８年度決算） | 167 千円 |
| 支給実績（２７年度決算） | 30,977 千円 |
| 支給職員１人当たり平均支給年額（２７年度決算） | 249 千円 |

（注）１　超過勤務手当には選挙手当等（Ｈ２７＝町長・町議会議員選挙、福島県議会議員選挙、Ｈ２８＝参議院議員選
が含まれています。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（２８年度決算）」と同じ年度の４月１日現
の総職員数（制度上時間外手当の支給対象とはならない管理職員を除く。）であり、再任用短時間勤務職員を
含む。

## (4) その他の手当（平成28年4月1日現在）

| 手　当　名 | 内容及び支給単価 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる場合国の内容 | 支給実績（28年度決算） | 支給職員１人当たり平均支給年額（28年度決算） |
|---|---|---|---|---|---|
| 扶養手当 | （支給額）<br>・配偶者13,000円<br>・配偶者以外の扶養親族各々6,500円<br>・配偶者のいない職員の扶養親族のうち１人　11,000円<br>・16～22歳までの子1人につき　5,000円を加算 | 同じ | | 13,302　千円 | 214　千円 |
| 住居手当 | 1. 職員の居住する借家・借間<br>（支給要件）<br>自ら居住するための住宅を借り受け月額9,500円を超える家賃を支払っている職員<br>（支給額）<br>・家賃20,500円以下<br>⇒ 家賃額－9,500円<br>・家賃20,500円以上<br>⇒（家賃額－20,500円）×1/2（その控除した額の１/2が16,000円を超えるときは、16,000円）＋11,000円 | 異なる | （支給要件）<br>月額12,000円を超える家賃を支払っている職員<br>（支給額）<br>・家賃23,000円以下：家賃額－12,000円<br>・家賃23,000円を超え55,000円未満（家賃額－23,000円）×１/2＋11,000円<br>・家賃55,000円以上27,000円 | 9,704　千円 | 231　千円 |
| | 2. 配偶者等の居住する借家・借間<br>（支給要件１）<br>単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するため住居を借り受け、現に当該住宅に配偶者が居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員<br>（支給要件２）<br>単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅を借受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている者<br>（支給額）<br>１により算出される額の１/2の額 | 異なる | （支給要件）<br>月額12,000円超える家賃を支払っている職員<br>（支給額）<br>１により算出される額の１/2の額 | | |
| 通勤手当 | （支給要件）<br>通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２km以上でもちいし<br>（支給額）<br>・公共交通機関利用者　運賃相当額ただし63,000円を超えた部分は１/2<br>・交通用具利用者　2,400円～46,500円<br>・自動車以外の原付交通用具利用者2,000円～23,300円<br>・自転車のみ通勤者　2,000円 | 異なる | （支給額）<br>・国は55,000円以下については運賃等相当額<br>・交通用具利用者は、2,000円～31,600円 | 8,577　千円 | 74　千円 |
| 管理職手当 | （支給額）<br>・課長　給料月額の10%に相当する額<br>・施設長　給料月額の6%に相当する額 | 異なる | （支給額）<br>本省庁課長<br>25%～10% | 7,909　千円 | 376　千円 |
| 管理職員特別勤務手当 | 管理職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務した場合。<br>（支給額）<br>・週休日等に勤務した場合、勤務１回につき7,000円<br>・週休日等以外の日の午前0時～5時に勤務した場合、勤務1回につき6,000円<br>・勤務時間が6時間を超える場合は、上記金額に100分の150を乗じた額。 | 同じ | | 25　千円 | 1　千円 |
| 単身赴任手当 | （支給要件）<br>やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員<br>（支給額）<br>・基本額　30,000円<br>・距離に応じた加算額6,000円から70,000円 | 同じ | | 648　千円 | 648　千円 |
| 寒冷地手当 | 支給地域（４級地）<br>・世帯主である職員のうち　扶養親族のある職員　17,800円<br>・その他の職員　10,200円<br>・世帯主でないその他の職員　7,360円 | 同じ | | 7,951　千円 | 53　千円 |

## 5　特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

| 区分 | | 給料月額等 | （参考）H28類似団体における最高／最低額 | |
|---|---|---|---|---|
| 給料 | 町長 | 795,000 円 | 850,000 円／ | 543,200 円 |
| | 副町長 | 634,000 円 | 673,000 円／ | 486,000 円 |
| | 教育長 | 591,000 円 | － 円／ | － 円 |
| 報酬 | 議長 | 310,000 円 | 375,000 円／ | 230,000 円 |
| | 副議長 | 246,000 円 | 310,000 円／ | 180,000 円 |
| | 議員 | 224,000 円 | 290,000 円／ | 157,000 円 |
| 期末手当 | 町長<br>副町長<br>教育長 | （28年度支給割合）<br>3.20 月分 | | |
| | 議長<br>副議長<br>議員 | （28年度支給割合）<br>3.20 月分 | | |
| 退職手当 | | （算定方式） | （１期の手当額） | （支給時期） |
| | 町長 | 795,000円×在職月数×48／100 | 18,316,800 円 | 任期毎に支給 |
| | 副町長 | 634,000円×在職月数×29／100 | 8,825,280 円 | 任期毎に支給 |
| | 教育長 | 591,000円×在職月数×20／100 | 5,673,600 円 | 任期毎に支給 |

（注）退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6　職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

| 部門 | | 区分 | 職員数 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 対前年増減数 | 主な増減理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 普通会計部門 | 一般行政部門 | 議会 | 3 | 3 | 3 | 0 | |
| | | 総務 | 28 | 28 | 28 | 0 | |
| | | 税務 | 7 | 7 | 7 | 0 | |
| | | 民生 | 29 | 27 | 26 | ▲ 1 | 民生一般における職員減員 |
| | | 衛生 | 18 | 17 | 17 | 0 | |
| | | 農林 | 7 | 7 | 7 | 0 | |
| | | 商工 | 5 | 4 | 5 | 1 | 商工一般における職員増員 |
| | | 土木 | 12 | 11 | 11 | 0 | |
| | | 計 | 109 | 104 | 104 | 0 | ＜参考＞<br>人口１万人当たり職員数58.63人<br>（類似団体の人口１万人当りの職員数74.98人） |
| | 教育 | | 32 | 34 | 35 | 1 | 教育一般における職員増 |
| | 小計 | | 141 | 138 | 139 | 1 | ＜参考＞<br>人口１万人当たり職員数78.36人<br>（類似団体の人口１万人当りの職員数90.63人） |
| 公営企業等会計部門 | 水道 | | 5 | 5 | 5 | 0 | |
| | 下水道 | | 2 | 2 | 2 | 0 | |
| | その他 | | 8 | 8 | 8 | 0 | |
| | 小計 | | 15 | 15 | 15 | 0 | |
| 合計 | | | 156<br>[ 180 ] | 153<br>[ 180 ] | 154<br>[ 180 ] | 1 | ＜参考＞<br>人口1万人当り職員数86.81人 |

（注）１　職員数は一般職に属する職員数です。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計です。平成18年度に条例を改正し、205人から180人となっています。

## (2) 年齢別職員構成の状況（各年４月１日現在）

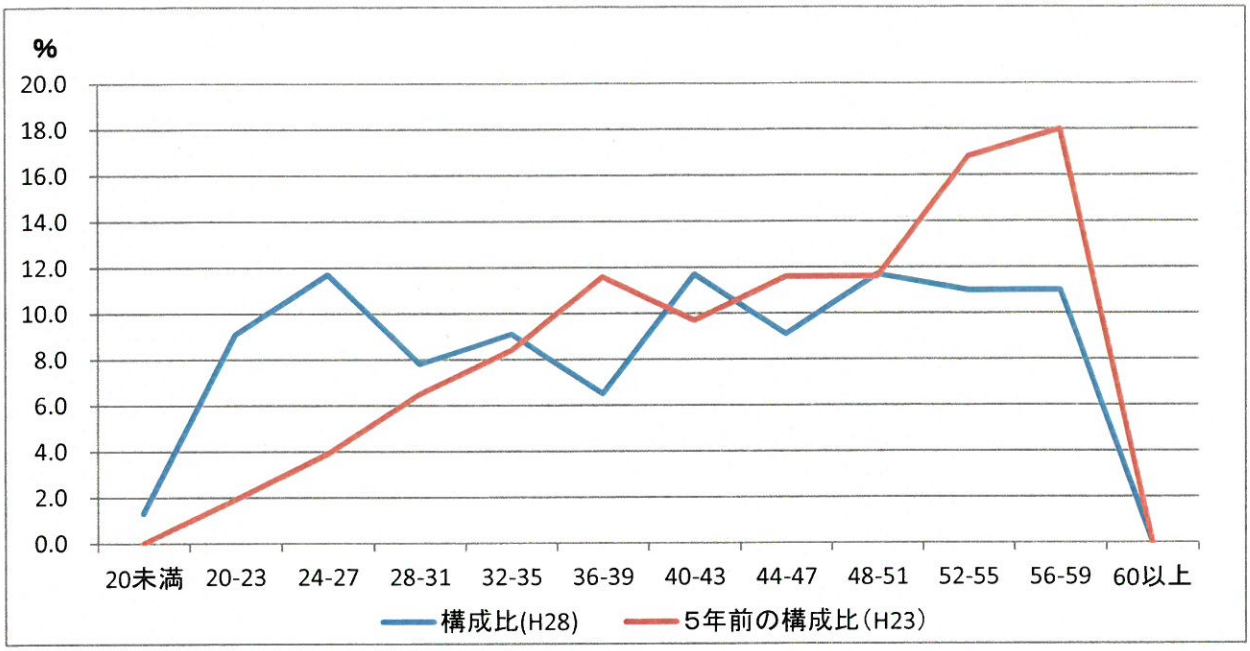


| 区　分 | 20歳未満 | 20歳～23歳 | 24歳～27歳 | 28歳～31歳 | 32歳～35歳 | 36歳～39歳 | 40歳～43歳 | 44歳～47歳 | 48歳～51歳 | 52歳～55歳 | 56歳～59歳 | 60歳以上 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 職員数(H28) | 人 2 | 人 14 | 人 18 | 人 12 | 人 14 | 人 10 | 人 18 | 人 14 | 人 18 | 人 17 | 人 17 | 人 0 | 人 154 |
| (参考) 職員数(H29) | 人 4 | 人 14 | 人 22 | 人 12 | 人 13 | 人 10 | 人 18 | 人 16 | 人 16 | 人 14 | 人 16 | 人 1 | 人 156 |

## (3) 職員数の推移

（単位：人・%）

| 部門別＼年度 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 過去５年間の増減数（率） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般行政 | 102 | 102 | 103 | 109 | 104 | 104 | 2　(2.0%) |
| 教　育 | 38 | 38 | 34 | 32 | 34 | 35 | ▲ 3　(▲7.9%) |
| 消　防 | － | － | － | － | － | － | － |
| 普通会計 計 | 140 | 140 | 137 | 141 | 138 | 139 | ▲ 1　(▲0.7%) |
| 公営企業等会計 計 | 15 | 14 | 15 | 15 | 15 | 15 | 0 |
| 総合計 | 155 | 154 | 152 | 156 | 153 | 154 | ▲ 1　(▲0.6%) |

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。